平成２１年（フ）第３４号
宮城県登米市迫町北方字新土府64番地３
債務者　佐々木潤子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
仙台地方裁判所登米支部
平成２１年（フ）第１３６号
福島県大沼郡会津美里町永井野字八月田1498番地１、前住所福島県大沼郡会津高田町字布才地419番地１　布才地町営住宅２号棟205号室
債務者　佐藤　　武
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係
平成２１年（フ）第４７１号
神奈川県秦野市本町３丁目13番２の302
債務者　安藤　君枝
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２１年（フ）第１２２６号
名古屋市港区小碓２丁目34番地　コンフォート幸205号
債務者　中山　美保
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１５２９号
愛知県春日井市八幡町138番地
債務者　秋月　香澄（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１５３７号
名古屋市昭和区鶴舞４丁目12番26号　竹島荘１Ａ号
債務者　木屋　友宏
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１５５２号
名古屋市港区春田野３丁目704番地　シャトーＡ203号
債務者　山本　栄子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１８０６号
名古屋市西区新道１丁目９番28号
債務者　木下みえ子こと　木下みへ子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１８５３号
名古屋市北区如意２丁目20番地　パークサイドマンション小川102号
債務者　萩原　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１８５５号
名古屋市東区芳野３丁目４番１号　松本方
債務者　江崎　眞人
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第７７号
京都府南丹市園部町黒田河原18番地５
債務者　森　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
京都地方裁判所園部支部破産係
平成２１年（フ）第８１号
京都府亀岡市篠町篠上北裏79番地15
債務者　神田　道子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
京都地方裁判所園部支部破産係
平成２１年（フ）第２２１号
山梨県甲府市山宮町3037―３　サンヒルズ山宮303号室、住民票上の住所山梨県甲斐市篠原4157番地　ルミエール103
債務者　松本　英子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第２３７号
山梨県笛吹市石和町東油川91番地３
債務者　荻原　京子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第２４９号
山梨県甲府市大里町1596―１　エルヴィエント108号
債務者　齊藤　玄太
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第２５６号
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3332番地1265
債務者　青柳美由記
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第２５９号
山梨県甲斐市宇津谷4410番地１　サンライフ荻原Ａ―203
債務者　丸野　信一
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係